

福島県地域年金事業運営調整会議運営要領

所掌事務

- 1 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進
 - (1) 年金事務所で策定した地域年金展開事業の事業計画について検討
 - (2) 地域年金展開事業の実績及び取組などの確認
- 2 その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項
 - (1) 地域年金展開事業を充実させるための意見交換
 - (2) 地域年金展開事業の効果的かつ効率的な進め方等の意見交換
 - (3) 新たに実施が望まれる事業について意見交換

委員構成

「福島県地域年金事業運営調整会議設置規定」に掲げる関係機関・団体等より適任者の推薦を受け、委員として東北福島年金事務所長が委嘱する。

委嘱期間

2年を超えない期間とする。ただし、再任は妨げない。

議事録等

運営調整会議における協議の内容等について、議事録又は議事概要を事務局が作成する。

なお、議事録又は議事概要及び会議資料は公開する。

謝金等

機構の支払基準に基づき、謝金及び交通費を支給する。

ただし、謝金については、国家公務員及び地方公務員は除く。

その他

事務局は、運営調整会議において提起された意見・要望等に対し、積極的に事業計画に反映させるほか、回答が必要な事項及び事業の進捗状況等について、適宜各委員へ報告する。

事務局

日本年金機構

東北福島年金事務所（福島県代表事務所） 総務調整課

〒960-8567

福島市北五老内町 3-30